

おさらである。しかし、児童相談所内部にチーム支援体制やスーパーバイズの体制があれば、それは軽減される。その体制が組めない児童相談所は、担当者の負担を深刻な状況までに追いこんでいる。

#### (4) 制度、システム上の課題

財政的問題は、単に予算の削減に止まらず、深刻な問題を呈してきている。福祉行政だけに限らず、行政全体の見直しや統廃合が今後も進んでいくものと思われる。

しかし、今後、児童相談所から施設入所への措置後のアフターケアの体制も整備されていかなければならない。児童養護施設の心理職の配置も今後、その実践事例を積み上げていくなかで施設としてのシステムをつくり上げる必要性が指摘できる。

#### (5) 効果的な関わり技法について

##### ①保護者に対して

保護者に対する効果的な関わり技法については、全体として、肯定的、受容的な態度や根気強い説得などが行われている。意識的に職種間で役割をとり、保護者と児童への関わり方を工夫している。技法としては家族療法等の活用がなされている。今後、このような個別な関わり技法が、さまざまな虐待ケースの状況に対応できる効果的技法にまで習熟され、児童相談所全体の児童虐待対応スキルにまで達することが望まれる。

##### ②関係機関の連携と活用

関係機関の活用については、保育所等の入所が母親の子育ての負担感軽減になる場合もある。また、保健婦との連携では、特に母親の養育、発達面から相談・援助が行われている。これは、今回の調査対象が小学校入学以前であることが、関連していると推察できる。

虐待認識がない保護者の場合、医師がそれを直接伝えることや診断結果を提示することで、理解・説得を行うことも有効である。児童相談所が、児童の保護と保護者への説得を並行して行うことには限界があろう。

それとは逆に、警察が関わることで、保護者がある事態の深刻さを感じる場合もある。さらに、今回の聞き取り結果でも民間ネットワークとの関わりも報告されてきているが、特に弁護士との連

携が期待できる。

#### (6) 引き取り要求のある事例への対応手法

児童の引き取り要求のある保護者に対しては、児童福祉法第28条と児童福祉審議会が今のところ有効な対抗手段となっていると思われる。関係機関の活用でも医療機関や保健機関が関与することで、保護者に対するその抵抗感は和らげられる。

しかし、保護者への根気よい働きかけや児童福祉施設職員との連携も大切である。反対に、毅然たる態度や原則、行為の結末等については曖昧にせず、冷静に保護者に伝える必要がある。

また、保護者の言動を記録しておくことは、後日、家庭裁判所に対する家事審判請求の際に有効となる。

#### (7) 児童相談所の担当者が置かれている状況

今回の類型化された聞き取り内容について、児童相談所の担当者の置かれている状況を中心に、その<エネルギーの流れ>についてモデル化を図ってみたものが、図-1である。担当者が被虐待児や保護者に対して援助を行う負担やエネルギーの方向を左側に配し、主な活用可能要因、つまりエネルギーを得たりバックアップされている要因を右側に配した。それぞれの要因の距離感も、その位置関係で示すことにした。人的・財政的要因はこれらの機軸とは異なり、根本的要因として、人的・財政的確保の増減によって、上にある右側の要因が影響を受けることになる。

まず、本研究で明らかになった特徴的な点について、述べることにする。数量的分析からも明らかかなように、初期段階（第1ステージ）では、児童福祉司と保護者の二者関係で援助が行われることが多いことが明確にされた。実際は、児童相談所が機関として保護者にも対応しているのだが、担当者の感覚としては、児童相談所の担当者とは保護者の二者関係で、主に関わっているという意識が強く働いていることも明確にされた。

第二に、関係機関との連携について明確になったことは、実は関係機関は担当者にとって、活用可能要因であるとともに、負担要因ともなっていることである。関係機関と連携することで、被虐待児ケースの援助・介入を行っていくことが有効な手立てであり、児童相談所が単独に関わるより、担当者の負担を軽減するものと思われてい

た。しかし、実際は、関係機関との連携に際しては、担当者はかなりエネルギーを労しており、「連携せずにケースと関わる方が良い」という意見となって表れてきた。その一方で、児童虐待防止法第4条に「関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努める」と明記されている。したがって、この結果を通して、関係機関との連携に関しても、児童相談所が負担と感じている要因を明らかにしなければならない。

本研究でやはり明らかになったこととして、児童相談所の担当者からみて、関係機関の児童虐待に対する認識の「ズレ」がある。当然そのことが原因で、各機関の児童虐待に対する判断が異なり、連携をとって行くうえでも障害となることが指摘されている。

聞き取り調査のなかでも関係機関との関わりのなかで、「虐待の認識について共通の理解を得ることに苦慮した」という意見が聞かれている。児童相談所の担当者として、関係機関との連携を深めていこうとすることに消極的になってしまう要因も、この点にあったと考えられる。

今後、児童虐待防止法に示された虐待の定義を判断の基準として関係機関との連携を図り、児童虐待に対する認識と判断について共通理解を図るため協議・検討されることから、関係機関との「体制の整備」が構築されていくと結論づけられる。

本研究は、児童相談所の第一線で、児童、そしてその家族の援助、関係機関等の連携に奔走している担当者にとって、物理的、心理的負担感が共通の課題であることを指摘している。しかし一方で、効果的な各種の手法や提言もみられている。今後、児童相談所職員の負担軽減策を講ずるとともに、ここに提示された各種の手法が活用されることが望まれている。

## 調査票② 時系列関わり記入票

### 記入分類番号一覧表

調査対象事例に対し、①相談・通告時点から、最後・直近の一時保護開始時点まで（第1ステージ）、②最後・直近の一時保護開始後から施設・里親措置時点まで（第2ステージ）の2つのステージごとに、(a)関わった職種、(b)関わった対象、(c)関わった場所、(d)関わりの方法、(e)関わりの内容について、児童票などの記録に基づき時系列により記入して下さい。

大変お手数ですが、科学的な把握を行うため、関わりに関する各項目は下記の分類の中から該当するものを数字でご記入ください。

#### (a)関わった職種

- 1.相談員 2.児童福祉司 3.心理判定員 4.医師 5.児童指導員・保育士
- 6.保健婦・保健士 7.所長・副所長 8.（ ）課長
- 9.その他の職種 10.不明

#### (b)関わった対象

##### 1.児童・親族等

- 1-1.児童本人 1-2.父親（内父・継父を含む） 1-3.母親（内妻・継母を含む）
- 1-4.きょうだい 1-5.親族 1-6.その他の家族・親族 1-7.友人・知人・近隣 1-8.不明

##### 2.関係機関等

- 2-1.家庭裁判所 2-2.警察 2-3.少年補導センター 2-4.医療機関
- 2-5.保健所・市町村保健センター 2-6.精神保健福祉センター
- 2-7.教育相談室・教育センター 2-8.福祉事務所（家庭児童相談室） 2-9.町村福祉担当部局
- 2-10.婦人相談所 2-11.民生・児童委員 2-12.主任児童委員 2-13.地域子育て支援センター
- 2-14.保育所・幼稚園 2-15.学校 2-16.児童館 2-17.学童保育 2-18.放課後児童クラブ
- 2-19.乳児院 2-20.児童養護施設 2-21.児童自立支援施設 2-22.母子生活支援施設
- 2-23.里親 2-24.障害関係施設 2-25.子どもの虐待防止センター等民間相談機関
- 2-26.児童相談所の職員のみ 2-27.その他の機関（ ） 2-28.不明

#### (c)関わりの場所

- 1.所内 2.児童自宅 3.関わりの相手先の機関・施設 4.公民館等公共の場所
- 5.その他（ ） 6.不明

#### (d)関わりの方法

- 1.所内面接 2.文書（FAX,電子メールを含む） 3.電話 4.訪問面接
- 5.会議 6.その他（ ） 7.不明

#### (e)関わりの内容

- 1.通告 2.インタビュー・受理 3.調査 4.連絡・調整 5.診断 6.助言指導 7.行動観察
- 8.心理検査 9.診察・医学的検査 10.心理治療・カウンセリング 11.事例検討会
- 12.所内検討会議（処遇会議とは別・スーパービジョンを含む）
- 13.生活指導（一時保護によるものを除く） 14.学習指導（一時保護によるものを除く）
- 15.保健指導・診察補助等 16.審判請求 17.その他（ ） 18.不明

## 「時系列関わり記入票」 記入例

### 第1ステージ(平成10年5月2日～平成10年5月20日)

日付	(a)関わった職種	(b)関わった対象	(c)関わった場所	(d)関わりの方法	(e)関わりの内容	備考
----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----

例1 平成10年5月2日に近隣の住民が虐待の疑いを電話により通告してきたため児童福祉司が対応した。

H10.5.2	2	1-7	1	3	1	
---------	---	-----	---	---	---	--

例2 平成10年5月3日に一時保護を検討するため児童福祉司と医師、心理判定員で家庭訪問し保護者に対し調査を行った。

H10.5.3	2, 3, 4	1-1, 1-2, 1-3	2	4	3	
---------	---------	---------------	---	---	---	--

例3 平成10年5月6日に保育所に子どもに異常があった場合連絡をもらえるよう児相長が文書により要請した。

H10.5.6	7	2-14	1	2	4	
---------	---	------	---	---	---	--

例4 平成10年5月10日に多職種の事例検討会を所内で行った。

H10.5.10	2, 3, 4, 6, 7, 8	2-5, 2-12, 2-14	1	5	11	8.相談課長
----------	------------------	-----------------	---	---	----	--------

例5 平成10年5月20日に警察の協力をえて一時保護を行った。

H10.5.20	2, 3, 4, 9	1-1, 1-2, 1-3, 2-2	2	4	17	一時保護
----------	------------	--------------------	---	---	----	------

### 第2ステージ(平成10年5月21日～平成10年6月20日)

日付	(a)関わった職種	(b)関わった対象	(c)関わった場所	(d)関わりの方法	(e)関わりの内容	備考
----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----

例6 平成10年5月21日に所内検討会議を行った。

H10.5.21	2, 3, 4, 8	2-26	1	5	11	8.相談課長
----------	------------	------	---	---	----	--------

例7 平成10年6月5日に保護者宅で施設入所の説得を行った。

H10.6.5	2, 3, 7	1-2, 1-3	2	4	4	施設措置説得
---------	---------	----------	---	---	---	--------

例8 平成10年6月20日に児童養護施設へ措置し、施設の担当者と申し送りを行った。

H10.6.20	2, 3	1-1, 1-2, 1-3, 2-20	3	4	4	施設措置
----------	------	---------------------	---	---	---	------

表1 期間・開わり回数一挙

集団	ステージ	開始	終了	期間(日数)	開わりの回数
A	第1ステージ	H10515	H10616	33	25
	第2ステージ	H10617	H10728	42	24
	トータル	H10515	H10728	75	49
B	第1ステージ			0	0
	第2ステージ	H1024	H11819	562	78
	トータル	H1024	H11819	562	78
C	第1ステージ	H10102	H10120	80	10
	第2ステージ	H10121	H10128	8	7
	トータル	H10102	H10128	88	17
D	第1ステージ	H10612	H10713	32	27
	第2ステージ	H10713	H11511	303	38
	トータル	H10612	H11511	334	63
E	第1ステージ	H91216	H10112	322	63
	第2ステージ	H10113	H10128	56	78
	トータル	H91216	H10128	378	141
F	第1ステージ	H1085	H1129	178	13
	第2ステージ	H1124	H11524	110	12
	トータル	H1085	H11524	293	25
G	第1ステージ	H101117	H11127	72	142
	第2ステージ	H11127	H11311	44	67
	トータル	H101117	H11311	115	209
H	第1ステージ	H1049	H10917	162	23
	第2ステージ	H10918	H101127	71	46
	トータル	H1049	H101127	233	69
I	第1ステージ	H10415	H10930	168	14
	第2ステージ	H10930	H1196	342	40
	トータル	H10415	H1196	510	54
J	第1ステージ	H101014	H101110	28	20
	第2ステージ	H101110	H101224	45	14
	トータル	H101014	H101224	72	34
K	第1ステージ	H1093	H10928	26	8
	第2ステージ	H10101	H101120	51	11
	トータル	H1093	H101120	79	19
L	第1ステージ	H10911	H11321	192	14
	第2ステージ	H1149	H11419	11	4
	トータル	H10911	H11419	221	18
M	第1ステージ	H101015	H101020	0	5
	第2ステージ	H10121	H101022	275	22
	トータル	H101015	H101022	8	27
N	第1ステージ	H1042	H10914	166	16
	第2ステージ	H10916	H101028	43	26
	トータル	H1042	H101028	210	42
O	第1ステージ	H10112	H101211	40	34
	第2ステージ	H101211	H1114	25	23
	トータル	H10112	H1114	64	57
P	第1ステージ	H11217	H1138	20	2
	第2ステージ	H1139	H11416	39	61
	トータル	H11217	H11416	59	63
Q	第1ステージ	H10107	H10107	1	1
	第2ステージ	H101012	H11517	218	16
	トータル	H10107	H11517	223	17
R	第1ステージ	H101027	H11122	28	28
	第2ステージ	H11122	H11930	252	100
	トータル	H101027	H11930	339	128
S	第1ステージ	H101126	H10122	7	23
	第2ステージ	H10127	H1115	30	17
	トータル	H101126	H1115	41	40
T	第1ステージ	H943	H1128	677	88
	第2ステージ	H11212	H11830	200	25
	トータル	H943	H11830	880	93

表2 開わりの職種

集団	ステージ	開わりの回数	相談員	児童相談員	心理科員	医師	児童指導員・保育士	保健師・看護師	所長・副所長	課長	その他の職種	不明	NA
A	第1ステージ	25	1	25	3	0	1	0	4	0	0	0	0
	第2ステージ	24	4	100	12	0	4	0	16	0	0	0	0
	合計	49	5	125	15	0	5	0	20	0	0	0	0
B	第1ステージ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	78	1	59	27	1	2	0	3	3	0	0	0
	合計	78	1	59	27	1	2	0	3	3	0	0	0
C	第1ステージ	10	0	70	0	0	10	0	10	10	40	0	0
	第2ステージ	7	0	2	2	1	2	0	2	2	3	0	0
	合計	17	0	72	2	1	2	0	12	12	43	0	0
D	第1ステージ	27	2	25	17	1	0	0	11	14	7	0	0
	第2ステージ	36	1	35	25	1	0	0	4	1	1	0	0
	合計	63	3	60	42	2	0	0	15	15	8	0	0
E	第1ステージ	63	0	60	5	0	0	0	4	12	0	0	0
	第2ステージ	78	0	92	7	0	0	0	6	19	0	0	0
	合計	141	0	152	12	0	0	0	10	31	0	0	0
F	第1ステージ	13	2	13	1	1	2	0	1	3	0	0	0
	第2ステージ	12	15	100	7	7	15	0	7	23	0	0	0
	合計	25	17	113	8	8	30	0	8	26	0	0	0
G	第1ステージ	142	50	98	8	2	6	0	18	37	0	0	0
	第2ステージ	57	35	60	16	14	4	0	12	26	0	0	0
	合計	209	85	158	24	16	10	0	30	63	0	0	0
H	第1ステージ	23	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	46	1	41	3	0	0	0	8	13	0	0	0
	合計	69	1	64	3	0	0	0	8	13	0	0	0
I	第1ステージ	14	0	10	0	4	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	40	0	33	12	7	0	0	0	1	3	0	0
	合計	54	0	43	12	11	0	0	0	1	3	0	0
J	第1ステージ	20	0	20	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	第2ステージ	14	0	9	3	0	0	0	10	0	50	0	0
	合計	34	0	29	3	0	0	0	12	0	50	0	0
K	第1ステージ	8	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	11	12	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	19	13	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0
L	第1ステージ	14	0	13	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	4	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	18	0	16	1	0	2	0	0	0	0	0	0
M	第1ステージ	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	22	0	18	8	0	0	0	2	2	0	0	0
	合計	27	0	23	8	0	0	0	2	2	0	0	0
N	第1ステージ	16	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	26	6	24	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	42	7	39	2	0	0	0	0	0	0	0	0
O	第1ステージ	34	0	34	6	3	0	0	4	0	0	0	0
	第2ステージ	23	0	100	17	8	0	0	11	0	0	0	0
	合計	57	0	134	23	11	0	0	15	0	0	0	0
P	第1ステージ	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	61	0	59	2	0	0	0	0	2	2	0	0
	合計	63	0	61	2	0	0	0	0	2	2	0	0
Q	第1ステージ	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	16	3	16	2	0	4	0	2	1	0	0	0
	合計	17	103	16	2	0	4	0	2	1	0	0	0
R	第1ステージ	28	15	26	1	1	1	8	1	0	6	0	0
	第2ステージ	100	56	92	3	3	3	28	3	0	21	0	0
	合計	128	71	118	4	4	4	36	4	0	27	0	0
S	第1ステージ	23	0	22	1	1	0	1	2	0	2	0	0
	第2ステージ	17	0	97	4	0	4	3	8	0	8	0	0
	合計	40	0	119	5	1	4	4	10	0	10	0	0
T	第1ステージ	68	4	64	13	10	4	5	8	15	2	0	0
	第2ステージ	25	5	22	15	14	2	7	0	2	2	0	0
	合計	93	9	86	28	24	6	12	8	17	4	0	0

表3 関わった対象(1)

事業	ステージ	関わりの回数	11 児童本人	12 父親	13 母親	14 兄弟	15 親族	16 その他の家族 叔祖母	17 友人・知人・ 近所	18 不詳	21 家庭裁判所	22 警察	23 少年補導セン ター	24 医療機関	25 探偵所・市町 村警備セン ター	26 精神保健福祉 センター	27 教育相談・ 教育センター	28 福祉事務所	29 町村福祉担当 員	30 輸入相談所	211 民生・児童 委員	212 主任児童委員
A	第1ステージ	25	2	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0
	第2ステージ	24	60	0	4	0	0	0	0	0	0	80	0	4	0	0	0	18	0	0	4	40
	合計	49	75	0	125	4	0	0	0	0	0	42	0	0	0	0	0	22	0	0	4	40
B	第1ステージ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	78	8	8	32	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	78	103	8	41	13	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	第1ステージ	2	103	103	41	13	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	7	20	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	17	429	0	286	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D	第1ステージ	27	2	7	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	36	7	19	20	0	1	0	0	0	0	4	0	44	25	0	0	14	7	4	0	37
	合計	63	194	52	58	0	28	0	0	0	0	11	0	194	25	0	0	14	11	11	0	74
E	第1ステージ	63	4	1	2	0	1	13	0	2	0	12	0	30	11	0	0	6	3	2	0	32
	第2ステージ	78	53	18	32	0	16	20	0	32	0	63	0	0	0	0	16	0	0	2	0	17
	合計	141	295	51	167	0	115	25	0	0	0	75	0	0	0	0	16	0	0	2	0	27
F	第1ステージ	13	1	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	14
	第2ステージ	12	77	154	385	0	0	0	0	0	0	0	0	154	846	0	0	77	0	0	0	0
	合計	25	417	167	167	0	0	0	0	0	0	0	0	156	850	0	0	77	0	0	0	0
G	第1ステージ	142	6	30	143	8	0	10	0	0	0	18	0	2	3	0	0	28	0	0	0	0
	第2ステージ	67	2	3	10	5	2	7	0	0	0	113	0	14	21	0	0	204	0	0	63	0
	合計	209	30	33	31	13	3	17	0	0	0	121	0	16	24	0	0	482	0	0	63	0
H	第1ステージ	23	3	0	14	6	14	0	8	0	0	10	0	10	14	0	0	15	0	5	43	0
	第2ステージ	46	13	0	43	0	0	0	0	0	0	130	0	0	0	0	0	87	0	0	43	0
	合計	69	413	22	326	65	0	0	0	0	0	230	0	0	0	0	0	174	0	0	86	0
I	第1ステージ	14	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	1	0	0	43	0	0	14	0
	第2ステージ	40	0	0	0	0	71	0	0	0	0	0	0	714	0	71	0	71	0	0	0	0
	合計	54	11	25	25	0	0	0	0	0	0	0	0	719	0	71	0	114	0	0	0	0
J	第1ステージ	20	1	2	2	0	0	0	0	0	0	2	0	6	0	0	0	5	0	0	0	0
	第2ステージ	14	50	100	100	0	0	0	0	0	0	100	0	400	300	0	0	0	0	0	0	50
	合計	34	51	71	143	0	0	0	0	0	0	102	0	400	300	0	0	0	0	0	0	50
K	第1ステージ	8	4	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	11	50	825	825	0	0	0	0	0	0	0	0	750	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	19	54	182	830	0	0	0	0	0	0	0	0	756	0	0	0	0	0	0	0	0
L	第1ステージ	14	26	36	83	2	15	0	0	0	0	0	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	4	78	51	78	0	0	0	0	0	0	0	0	143	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	18	104	87	161	0	0	0	0	0	0	0	0	177	0	0	0	0	0	0	0	0
M	第1ステージ	5	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	22	400	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	1	0	0	0
	合計	27	402	804	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	1	0	0	0
N	第1ステージ	16	1	0	4	1	1	0	0	0	0	0	0	7	2	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	26	63	0	250	63	63	0	63	0	0	125	0	438	125	0	0	438	0	0	0	63
	合計	42	64	0	254	66	66	0	66	0	0	125	0	445	125	0	0	438	0	0	0	63
O	第1ステージ	34	59	0	0	5	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	23	14	0	0	14	0	0	0	0	29	88	0	29	0	0	0	206	118	88	0	0
	合計	57	609	57	0	43	0	0	0	0	32	97	0	29	0	0	0	206	118	88	0	0
P	第1ステージ	2	28	35	0	105	0	0	0	0	53	70	0	18	0	0	0	12	70	53	0	0
	第2ステージ	81	500	500	500	0	0	0	0	0	0	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	83	528	535	500	0	0	0	0	0	53	570	0	18	0	0	0	12	70	53	0	0
Q	第1ステージ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	16	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	17	125	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R	第1ステージ	28	1	5	8	3	0	0	0	0	0	0	0	16	4	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	100	36	178	286	107	0	0	0	0	0	36	0	571	142	0	0	0	0	0	0	214
	合計	128	57	12	20	6	0	0	0	0	0	36	0	587	146	0	0	0	0	0	0	214
S	第1ステージ	23	2	1	2	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	17	87	43	87	0	30	0	0	0	0	217	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	40	89	44	89	0	30	0	0	0	0	222	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
T	第1ステージ	58	50	25	59	0	30	20	0	0	0	125	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	25	19	103	294	0	118	0	0	0	15	44	0	412	118	0	0	0	88	0	0	0
	合計	93	69	128	294	0	118	0	0	0	15	44	0	412	118	0	0	0	88	0	0	0



表4 開りの場所

事務所	ステージ	開りの回数	1 所内	2 発着地点	3 用手系線形 施設	4 公共の場所	5 その他	6 不明
A	第1ステージ	25	22	0	0	1	0	0
	第2ステージ	24	88.0	23	0	0	0	0
	合計	49	91.0	23	0	1	0	0
B	第1ステージ	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	78	80.8	5	4	0	7	0
	合計	78	80.8	5	4	0	7	0
C	第1ステージ	10	7	1	0	0	2	0
	第2ステージ	7	70.0	10.0	0.0	0.0	20.0	0.0
	合計	17	77.1	11.0	0.0	0.0	22.0	0.0
D	第1ステージ	27	11	0	15	0	1	0
	第2ステージ	36	40.7	0	55.6	0	3	0
	合計	63	51.4	0	71.2	0	4	0
E	第1ステージ	63	52	0	7	0	1	0
	第2ステージ	78	82.5	0	11.1	0	6.3	0
	合計	141	87.2	0	18.2	0	7.4	0
F	第1ステージ	13	8	2	3	0	0	0
	第2ステージ	12	81.5	15.4	23.1	0	0	0
	合計	25	89.7	17.6	26.2	0	0	0
G	第1ステージ	142	101	12	17	0	13	0
	第2ステージ	67	71.1	8.5	12.0	0	9.2	0
	合計	209	82.1	20.5	24.0	0	22.2	0
H	第1ステージ	23	15	0	8	0	0	0
	第2ステージ	46	65.2	0	34.8	0	0	0
	合計	69	80.4	0	34.8	0	0	0
I	第1ステージ	14	13	0	1	0	0	0
	第2ステージ	40	92.9	0	7.1	0	0	0
	合計	54	84.9	0	8.2	0	0	0
J	第1ステージ	20	10	1	6	0	3	0
	第2ステージ	14	50.0	5.0	30.0	0	15.0	0
	合計	34	59.7	6.0	36.0	0	18.0	0
K	第1ステージ	8	50.0	5.0	35.3	0	8.8	0
	第2ステージ	11	5	3	2	0	1	0
	合計	19	47.4	8.0	37.3	0	9.9	0
L	第1ステージ	14	10	1	10	0	3	0
	第2ステージ	4	71.4	1.4	14.3	0	7.1	0
	合計	18	78.7	2.0	24.3	0	10.4	0
M	第1ステージ	5	3	4	0	0	0	0
	第2ステージ	22	60.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合計	27	59.3	84.0	0.0	0.0	0.0	0.0
N	第1ステージ	16	14	0	2	0	0	0
	第2ステージ	26	82.3	0	12.5	0	0	0
	合計	42	86.2	0	14.7	0	0	0
O	第1ステージ	34	15	0	19	0	0	0
	第2ステージ	23	44.1	0	55.9	0	0	0
	合計	57	59.6	0	75.0	0	0	0
P	第1ステージ	2	100.0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	81	42	2	15	0	1	0
	合計	83	69.8	2.0	15.0	0	1.0	0
Q	第1ステージ	1	100.0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	16	56.3	0	43.8	0	0	0
	合計	17	58.8	0	43.8	0	0	0
R	第1ステージ	28	18	3	0	0	1	0
	第2ステージ	100	64.3	10.7	32.1	0	3.6	0
	合計	128	72.7	13.7	32.1	0	4.7	0
S	第1ステージ	23	82.6	4.3	13.0	0	0	0
	第2ステージ	17	16	0	1	0	0	0
	合計	40	89.3	4.3	14.1	0	0	0
T	第1ステージ	68	33.6	8.8	54.4	0	5.9	0
	第2ステージ	25	56.0	4	40	0	0	0
	合計	93	39.8	12.8	94.4	0	5.9	0

表5 開りの方法

事務所	ステージ	開りの回数	1 案内係	2 文書	3 電話	4 訪問面接	5 会議	6 その他	7 不明
A	第1ステージ	25	1	4	16	2	5	0	0
	第2ステージ	24	4.0	4.0	64.0	8.0	20.0	0.0	0.0
	合計	49	5.0	8.0	80.0	10.0	20.0	0.0	0.0
B	第1ステージ	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	78	11	3	45	17	2	0	0
	合計	78	11	3	45	17	2	0	0
C	第1ステージ	10	14.1	3.8	57.7	21.8	2.6	0.0	0.0
	第2ステージ	7	10.0	0.0	80.0	1.0	0.0	0.0	0.0
	合計	17	24.1	3.8	137.7	2.6	0.0	0.0	0.0
D	第1ステージ	27	17.6	0.0	52.9	17.6	11.8	0.0	0.0
	第2ステージ	36	18	3	37.9	48.1	11.1	0.0	0.0
	合計	63	35.6	3.0	90.8	65.7	22.9	0.0	0.0
E	第1ステージ	63	2	0	47	5	6	0	0
	第2ステージ	78	3.2	0.0	74.6	7.9	9.5	4.8	0.0
	合計	141	5.2	0.0	121.6	12.4	14.0	4.8	0.0
F	第1ステージ	13	15.4	0.0	30.8	30.8	23.1	0.0	0.0
	第2ステージ	12	25.0	0.0	0.0	8.3	33.3	0.0	0.0
	合計	25	40.4	0.0	30.8	39.1	56.4	0.0	0.0
G	第1ステージ	142	13	4	85	24	16	1	1
	第2ステージ	67	9.2	2.8	59.9	16.9	11.3	0.7	0.7
	合計	209	22.2	7.2	144.9	40.8	27.6	1.4	1.8
H	第1ステージ	23	8	0	12	7	2	0	0
	第2ステージ	46	19	0	52.2	30.4	8.7	0.0	0.0
	合計	69	27.0	0.0	64.2	38.1	10.7	0.0	0.0
I	第1ステージ	14	30.4	0.0	46.4	20.1	2.9	0.0	0.0
	第2ステージ	40	7.1	28.6	57.1	7.1	7.1	0.0	0.0
	合計	54	37.5	28.6	103.5	27.2	14.2	0.0	0.0
J	第1ステージ	20	1	0	17.0	18.5	2.0	0.0	0.0
	第2ステージ	14	5.0	0.0	45.0	30.0	10.0	10.0	0.0
	合計	34	6.0	0.0	62.0	48.0	20.0	20.0	0.0
K	第1ステージ	8	2	0	2	3	1	0	0
	第2ステージ	11	25.0	0.0	25.0	37.5	12.5	0.0	0.0
	合計	19	27.0	0.0	27.0	42.0	14.0	0.0	0.0
L	第1ステージ	14	9	0	11	4	0	0	0
	第2ステージ	4	64.3	0.0	7.1	28.6	0.0	0.0	0.0
	合計	18	73.3	0.0	18.1	32.6	0.0	0.0	0.0
M	第1ステージ	5	4	0	4	0	0	0	0
	第2ステージ	22	40.0	0.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合計	27	44.0	0.0	84.0	0.0	0.0	0.0	0.0
N	第1ステージ	16	6.3	0.0	81.3	0.0	12.5	0.0	0.0
	第2ステージ	26	26.9	7.7	57.7	3.8	3.8	0.0	0.0
	合計	42	33.2	7.7	139.0	3.8	16.3	0.0	0.0
O	第1ステージ	34	1	2	8	18	6	0	0
	第2ステージ	23	13	5.9	23.5	52.9	17.6	0.0	0.0
	合計	57	14.0	7.9	31.5	70.9	23.6	0.0	0.0
P	第1ステージ	2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	第2ステージ	61	10	1.6	55.7	21.3	0.0	4.9	0.0
	合計	63	11.0	1.6	55.7	21.3	0.0	4.9	0.0
Q	第1ステージ	1	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	第2ステージ	16	6.3	0.0	37.5	37.5	18.8	0.0	0.0
	合計	17	7.3	0.0	47.5	37.5	18.8	0.0	0.0
R	第1ステージ	28	0	0	15	10	4	0	0
	第2ステージ	100	5.3	1	21	21	1	5	0
	合計	128	5.3	1	36	31	5	5	0
S	第1ステージ	23	3	1	13	3	2	1	0
	第2ステージ	17	13.0	4.3	56.5	13.0	8.7	4.3	0.0
	合計	40	16.0	5.4	69.5	16.0	11.4	5.3	0.0
T	第1ステージ	68	0	1	15	44	9	0	0
	第2ステージ	25	8	15	22.1	64.7	13.2	0.0	0.0
	合計	93	8.0	16.0	37.1	108.7	22.2	0.0	0.0

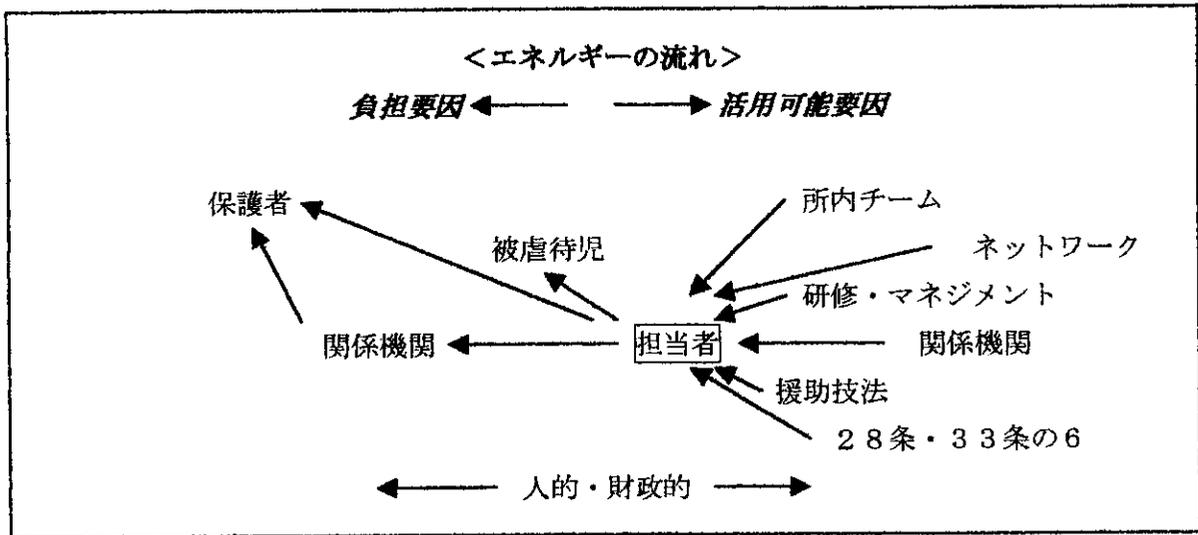
表6 関わりの内容

事例	ステージ	関わり回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	NA
			通告	インターネット・会議	調査	連絡・調整	記録	動き指導	行動観察	心理検査	診察・医学的検査	心理治療・カウンセリング	事例検討会	所属検討会	生活指導	学習指導	療育指導・生活訓練指導	個別指導	その他	不明	
A	第1ステージ	25	1	1	2	17	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	第2ステージ	24	4	0	12	58	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	49	5	1	14	75	0	0	5	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0
B	第1ステージ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	78	0	0	27	37	0	3	13	6	13	0	0	13	0	0	0	0	0	5	0
	合計	78	0	0	27	37	0	3	13	6	13	0	0	13	0	0	0	0	0	5	0
C	第1ステージ	10	1	1	0	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0
	第2ステージ	7	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	合計	17	1	1	0	8	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0
D	第1ステージ	27	3	2	6	13	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	7	0
	第2ステージ	36	11	1	22	48	0	18	4	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	19	0
	合計	63	14	3	28	61	0	18	4	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	26	0
E	第1ステージ	63	16	16	27	57	0	0	0	0	0	0	3	6	0	0	0	0	0	3	0
	第2ステージ	78	0	1	6	44	0	0	0	3	0	14	0	4	0	0	3	0	0	0	0
	合計	141	16	17	33	101	0	0	0	3	0	14	0	8	0	3	0	0	0	3	0
F	第1ステージ	13	1	0	3	7	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	12	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	25	25	0	0	0	0	0	0	0
	合計	25	2	0	4	8	0	0	0	0	0	0	26	26	0	0	0	0	0	0	0
G	第1ステージ	142	3	0	6	85	4	16	2	0	0	0	6	11	0	0	0	0	0	12	0
	第2ステージ	67	21	0	56	59	26	11	14	0	0	0	42	7	0	0	0	0	0	85	0
	合計	209	24	0	62	144	30	30	16	14	0	0	48	18	0	0	0	0	0	97	0
H	第1ステージ	23	0	0	3	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	46	0	0	13	73	0	0	0	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	合計	69	0	0	16	90	0	0	0	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0
I	第1ステージ	14	1	1	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	40	0	2	4	16	0	4	2	2	3	3	4	3	0	0	0	0	0	25	0
	合計	54	1	3	5	27	0	4	2	2	5	6	7	7	0	0	0	0	0	25	0
J	第1ステージ	20	1	1	7	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	14	0	0	1	4	0	0	0	2	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	合計	34	1	1	8	14	0	0	0	2	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
K	第1ステージ	8	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	11	0	0	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	19	1	0	7	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
L	第1ステージ	14	1	1	3	4	0	2	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	4	7	1	21	28	0	14	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0
	合計	18	8	2	24	32	0	14	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0
M	第1ステージ	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	22	0	0	3	6	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	27	0	0	3	6	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
N	第1ステージ	16	1	4	8	10	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	26	0	1	11	21	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	42	1	5	19	31	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
O	第1ステージ	34	2	2	13	13	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	1	0
	第2ステージ	23	5	0	38	38	0	0	0	0	0	0	5	118	0	0	0	0	0	2	0
	合計	57	7	2	51	51	0	0	0	0	0	0	5	123	0	0	0	0	0	3	0
P	第1ステージ	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	61	100	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
	合計	63	102	1	0	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
Q	第1ステージ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	18	0	0	3	11	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	合計	19	0	0	3	11	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
R	第1ステージ	28	0	2	13	16	0	4	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	100	0	7	67	57	0	14	0	0	0	0	36	107	36	0	0	0	0	0	0
	合計	128	0	9	80	73	0	18	0	0	0	0	37	110	36	0	0	0	0	0	0
S	第1ステージ	23	5	1	1	8	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	17	21	0	4	34	0	8	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0
	合計	40	26	1	5	42	0	10	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0
T	第1ステージ	68	6	1	22	21	2	1	0	0	2	8	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	第2ステージ	25	8	1	34	30	2	1	0	0	2	11	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	合計	93	14	2	56	51	4	1	0	0	2	19	0	2	0	0	0	0	0	0	0

表7 「時系列開わり記入票」データによる各事例の特徴

事例	法的措置	第一ステージ	第二ステージ	関わった対象	場所・方法・内容	初期の検討会議開催
A		児童福祉司が100%かかわる	心理判定員がかかわり始める 3割	対象は児童本人と小学校が多い	所内面接、電話による連絡調整が多い	
B		-	児童福祉司が7割強、心理判定員が3割強	対象は母親が多く、親族も2割、児童養護施設とも連携	電話が6割を占める。訪問は2割	
C		児童福祉司が7割、その他の職種として電話相談員・分室長がかかわる	児童福祉司と心理判定員、管理職が同じ割合で関与	対象は母親が6割。電話、訪問が2割		
D		児童福祉司が9割強、所長・副所長が1割	心理判定員が7割かかわる	対象は父・母が3割ずつ。医療機関と連携	所内と相手先でのかかわりが多く、訪問は3割	
E		課長の関与が2割と多い	心理判定員が3割で第一ステージより増える	対象は親族、小学校が2割。親は少ない	電話が6割を占める	
F		課長の関与が2割と多い。児童指導員関与	児童福祉司と心理判定員が同割合で関与。課長が3割に増える	対象は保健センター7割、医療機関3割、福祉事務所2割と多機関連携	相手先3割、会議3割	
G		相談員が9割強。課長の関与も2割強、児童福祉司1割	心理判定員が第一ステージより増え、管理職の関与も増える	対象は乳児院1割	文書による対応があり、所内検討会議が1割	初期に検討会議
H		ほとんど福祉司	心理判定員が少し増える	対象は児童本人と小学校が9割ずつ。父親が少ない	相手先が2割、所内面接3割、医学的検査を実施	
I		医師が3割、あとは児童福祉司のみ	心理判定員の関与が3割、医師は減る	対象は児童養護施設3割	文書によるものが1割	
J		ほとんど福祉司	心理判定員の関与が2割、その他は看護婦	対象は医療機関4割、保健センター2割		
K		相談員と福祉司のみ	医師の関与が3割	対象は母6割、父4割、医療機関4割	相手先が3割	
L		心理判定員が2割児童指導員1割強、保健婦2割	ほとんど児童福祉司のみ	対象は父・母ともに6割ずつ	児童の自宅が2割、相手先2割強、訪問が5割と多い、調査4割	
M		児童福祉司のみ	心理判定員3割強、保健婦1割強	対象は児童本人4割、父5割、母無し、近隣・知人2割	自宅が2割、電話が4割	
N		児童福祉司とスーパーバイザー	児童指導員2割	対象は福祉事務所3割	所内9割、電話7割、調査4割、連絡調整に7割	初期に検討会議
O	親権喪失宣告申立て	児童福祉司、心理判定員、医師・所長・副所長の多職種が関与	児童福祉司と心理判定員が5割ずつ、児童指導員2割	対象は児童本人3割、小学校2割	相手先4割、訪問3割、会議1割強、心理治療・カウンセリングが1割強	
P		児童福祉司のみ	ほとんど児童福祉司	対象は父・母4割ずつ。家庭裁判所2割、小学校3割、児童養護施設2割	相談所職員のみが2割強	
Q	28人入所	相談員のみ	相談員、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、管理職の多職種が関与	対象は近隣・知人2割、親はかかわりなし、民間2割	相手先4割、会議2割、所内検討会議1割	
R	28人入所	相談員5割、保健婦3割、その他は育成係長	第一ステージとほぼ同じ、心理判定員が少し増える	対象は、児童本人4割強、親族3割、医療機関2割	助言指導4割、行動観察3割	その他は祖母面会
S		ほとんど児童福祉司、少し所長・副所長が関与	第一ステージと同じ	対象は親族3割、その他の家族≠親族2割、警察1割	相談所職員のみが2割強、電話6割	初期に検討会議
T		多様な職種が関わる	心理が6割に増える	対象は児童本人2割強、母3割強、医療機関3割	相手先5割、訪問6割	

図-1 被虐待児処遇における担当者を取り巻く相関図



## II 総合的考察

本研究は3か年継続研究であり、本年度報告は、その最終報告に当たる。ここでは、これまで報告してきた3本の調査研究の成果を踏まえつつ、児童相談所における被虐待児童処遇の現状と課題ならびに今後のあり方について総合的考察を行い、本研究の総括としたい。なお、各調査研究の結果ならびに考察については、平成10、11年度報告をあわせて参照されたい。

### 1. 児童相談所の対応実態と課題

#### (1) 児童相談所における対応の実態とその問題点

児童相談所が対応した児童虐待事例については、相談・通告、介入、保護・援助のすべての段階において、児童福祉司を中心に相当回数の対応を行っており、多くの時間的・精神的労力が割かれていることが明らかになった。また、一時保護を行った児童虐待事例の7割以上が、一般的な他の事例と比較して困難であるという認識がなされていた。

#### ①相談・通告段階

児童虐待は、事例によっては一刻の猶予も許されない緊急の対応が必要であることが少なくない。そのため、児童相談所では、相談・通告を受理した場合に、他の事例に優先して対応が行われるなど、担当者は迅速な対応を行うために多くの労力を費やしていた。それに加えて、ほとんどの児童相談所では、児童虐待事例は即日責任者へ報告・相談を行うとともに、ケース対応の初期段階で所内ケース検討会議を開催し、初期対応の方針確認や所内職員の共通理解及び役割認識を図るなどの努力が払われていた。

また、児童虐待は、夜間や休日に関係なく発生するため、担当者は勤務時間外にも対応をしなければならないことが多く、時間的・精神的な負担感を増大させていた。さらに、児童虐待事例への援助は、他の事例に比べて、施設入所措置が約3倍、児童福祉司指導が約5倍とかなり多くなっており、担当者自身の児童虐待事例への対応の困難さや提供する労力の多さを指摘していた。そしてこのことが、他の事例への援助に多大な影響を及ぼしていることが明らかになった。

#### ②介入段階

児童虐待事例への介入においては、担当者は保護者への対応の場面で、多くの時間的・精神的負担を感じていた。具体的には、虐待をしている保護者のほとんどは、虐待の事実を認めないか、あるいは虐待の認識が欠如しているために、児童相談所の援助を拒否したり、児童の一時保護や施設入所を拒否したり、また施設への強引な引き取り要求を行うなど、児童相談所や施設に対して非協力的な対応をとることが多かった。そのため、担当者はケース対応の初期段階から、保護者との信頼関係を大切にしながら、一時保護や施設入所の同意を得るための説得に多くの時間を費やさなければならず、精神的に大きな負担を抱えながら保護者と接している状況がみられた。

また担当者は、保護者から援助等に対する拒否があった場合や、施設措置に保護者の同意が得られなかった場合、あるいは保護者が虐待の事実を認めなかった場合、一人で援助をしていくことに多くの困難を感じ、所内の他の職員との関わりやチームワークの形成を求めていく傾向がみられた。実際にも多くの児童相談所でチームによる対応が行われていた。本来、児童虐待への援助は、担当者一人の判断で行うのではなく、危険度の判定や緊急保護の必要性の判断等より客観性が求められる場合や、職員に対する保護者からの暴力等の危険性がある場合などには、複数の職員によるチームワーク対応が必要不可欠であり、それを徹底させるために厚生労働省も通知や児童相談所運営指針〔平成12年11月改定版〕等を発行して、チームワーク対応を行うように求めている。しかし、ある担当者からは、新人の児童福祉司に対して援助・協力してあげようと思っても、自分の担当ケースだけで手一杯の状態、とても援助・協力してあげることができないという苦悩も語られていた。

#### ③保護・援助段階

児童虐待事例への保護・援助においては、担当者は一時保護中や施設措置後に、保護者からの強引な引き取り要求があった場合、その対応に多くの精神的負担を感じていた。これは、児童福祉法第28条及び第33条の6の申し立てによる措置が、緊急に対応しなければならない状況において十分な効果が期待できる制度であるとはいえ、仮に一時保護や施設措置ができた場合であっても、保護者による強行な引き取り要求があった場合に

は、事実上対抗しきれずに、児童を強制的に引き取られてしまった事例も報告されていた。

## (2) 児童相談所における対応上の課題

これまで児童虐待に対する援助の実態と問題点について挙げてきたが、ここでは、児童相談所における児童虐待事例への対応の課題について考察してみたい。

### ① 発見・通告段階

まず、児童相談所において児童虐待事例に対する緊急対応が可能な援助体制の整備が求められている。児童相談所では、通常、個々の職員が担当地区やケースを持ち、面接や訪問の計画を立てて援助を行っているが、児童虐待事例の場合は緊急対応を必要とすることが多く、このことが児童福祉司の援助計画に大きな影響を及ぼしている。したがって、児童相談所における専門職員の人的充実を行うとともに、緊急時に適切な対応ができるための所内整備を行う必要がある。

### ② 介入段階

児童虐待事例で対応する保護者のほとんどは、本人に虐待の認識がなかったり、援助等の拒否があるなど、対応が困難な人々であることが多い。したがって、このような人々に対する効果的な援助を行うためには、対応困難な事例に関する知識・技術の収集と普及が必要である。また、対応が困難な事例に関しては、チームによる対応が必要不可欠であるから、所内の職員同士で日頃から児童虐待に対する共通認識をもつとともに、事例に関する情報の共有や役割認識を図っておく必要がある。

### ③ 保護・援助段階

児童虐待事例に対しては、虐待された児童を保護するだけでなく、保護者に対しても適切な援助を行うことが求められている。児童を施設に入所させて保護することは、永久的な親子分離を意味するのではないが、現状では、児童相談所においては保護者に対するケアの体制や時間的余裕もほとんどないのが現状である。したがって、今後は児童相談所におけるファミリー・ソーシャルワークの体制整備が必要であるとともに、新たな公的ケアの専門機関を設けるなど抜本的な構造改革も検討していく必要がある。

### ④ 虐待専従班の創設

児童虐待事例に対する緊急対応可能な援助体制

を整備するには、児童相談所内に虐待専従班を創設することが求められる。しかし、児童虐待対応は他の事例に比べて困難であり、夜間や休日に関係なく対応しなければならないことから、虐待専従班に任命された児童福祉司の負担は計り知れないものになるだろう。事実、虐待専従班の創設してほしいという声はあるものの、自分が担当するのはいやだというのが現状である。したがって、虐待専従班対応を実施するに当たっては、担当職員の負担増や疲弊に対する十分な配慮を行うとともに、他の職員によるサポート体制の充実も重要な課題である。

## (3) 今後の課題

このような状況のなかで、昨年、議員立法により児童虐待防止法が成立した。ここでは、施行された児童虐待防止法を踏まえながら今後の課題について考えてみたい。

まず第一に、児童虐待防止法では、児童虐待の早期発見や児童虐待に関わる通告義務の強化及び通告や送致を受けた時の児童相談所長の速やかな対応を求めている。今日、児童虐待問題に対する国民の関心が高まり、今後ますます児童相談所への相談・通告件数が増加することを考えれば、国や地方公共団体による児童相談所の体制整備が急務である。もしこれらの対応が行われなければ、担当職員は抱えきれない困難な虐待事例を前にして疲弊はますます増幅するであろうし、他の相談事例の対応に与える影響も大きいと考えられる。そこで、専門職員の人的充実はもちろん、処遇の困難度を考慮に入れた質的整備も強く望まれる。

第二に、児童虐待を行った保護者に対して、児童相談所の指導を受ける義務を課したり、保護者が指導を受けないときには、都道府県知事が保護者に対して勧告をすることができるとしている。今回の法律は、援助と権限に司法が関与せず、虐待問題への対応を児童相談所に一極集中させたという特徴がある。しかし、通告・相談、調査および保護者・児童へのアプローチ、一時保護、行動観察、総合診断、処遇決定という一連の流れに沿ってソーシャルワークの援助を実施してきた児童相談所が、権限の行使機関としての機能を併せもつことが果たして可能なのだろうか。もし、勧告等の効用によってそれが可能になったとしても、逆に保護者に対するソーシャルワーク機能が

今までのように発揮できるかどうかは疑問である。したがって、今後司法機関と児童相談所がそれぞれの機能をさらに充実させていくためには、権限の行使機関としての機能は司法機関に、ソーシャルワークの実施機関としての機能は児童相談所にとり、それぞれ機能を分化していくことが望まれる。

第三に、児童相談所の専門性のより一層の向上が求められる。児童虐待防止法の制定と同時に児童福祉法も一部改正され、児童相談所長及び児童福祉司の任用資格に社会福祉士が追加されたり、一時保護期間は原則として2ヶ月を超えないこととすることや、児童福祉施設の設置者は児童福祉施設最低基準の向上に努めることなどが新たに盛り込まれた。また、平成13年度予算では、児童福祉司の人材育成として、児童福祉司任用資格取得のための通信教育を実施する予算が新たに計上されている。今後も児童虐待件数の増加が確実な状況で、対応の中心となる児童福祉司の専門性強化はまさに緊急の課題であるといえるだろう。

(村田 典子)

#### <参考文献>

- 1) 厚生省児童家庭局『子ども虐待対応の手引き [平成12年11月改定版]』 2000
- 2) 柏女霊峰他「児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究 (I) ~専門職員及び関係機関の関わり分析~」『平成10年度厚生科学研究 (子ども家庭総合研究事業) 報告書 (第5/6)』 1999
- 3) 柏女霊峰他「児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究 (II)」『平成11年度厚生科学研究 (子ども家庭総合研究事業) 報告書 (第5/6)』 2000
- 4) 柏女霊峰「児童虐待防止への制度的取り組みと相談援助の課題 (上)、(下)」『生活と福祉 (平成12年7、8月号)』全国社会福祉協議会 2000
- 5) 柏女霊峰・山縣文治編『新しい子ども家庭福祉』ミネルヴァ書房 1998
- 6) 津崎哲郎「児童虐待事例の家族支援のあり方」『ソーシャルワーク研究』26巻3号 相川書房 2000
- 7) 才村純「子ども虐待とソーシャルワーク」『世界の児童と母性』vol. 47 資生堂社会福祉事業

財団 1999

## 2. 機関連携の実態と課題

### (1) 機関連携の重要性

児童相談所は児童虐待に対応する中心的機関であるが、児童虐待防止法施行後、ますます増加する虐待通告に単独で対応することは物理的に不可能な状態である。さらに、虐待が起こる背景として、家庭内に抱える多種多様な問題が複合的にあり、単一機関で対応し解決につなげることは困難である。虐待問題をもつ家庭を包括的に支援していくためには、地域にある多機能な社会資源を活用することが必要となる。そのため、児童と家庭をとりまく関係機関の連携が重要であり、児童虐待防止法第4条においても、関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努める国及び地方公共団体の責務が規定されている。

児童虐待の早期発見、通告、早期対応、一時保護、措置解除後の再発予防等、いずれの段階においても、機関連携を通して、情報の共有化、役割分担、見守り体制・支援体制の強化等が必要となる。直接的、間接的に関わる人を広く配することにより、児童と家族を多面的に支援することが可能となる。殊に、虐待の事実が確認されていない場合や、児童相談所からの援助への拒否感がある場合にも、家庭に身近な他の機関を介しての援助が可能であることや、直接的に虐待に介入せずとも家族問題のいずれかを解決することにより虐待の激化を防止するなど、さまざまな手を講じることができるのである。

### (2) 機関連携の実態

個票調査では、平成9年度に一時保護を行った虐待事例1,245件のうち、一時保護前に9割、一時保護中8割、一時保護解除後7割弱という高い割合で機関連携が行われていたことが明らかになった。いずれの段階においても、「親への援助に対する拒否」がある場合に、機関連携がとられた割合が高かった。特に、初期段階においては、情報収集等の調査、見守り体制のための連携が多く、一時保護以降は連携機関が少なくなる傾向もみられた。また、児童相談所が中核的な役割を

担っていることも併せて確認された。

対応に苦慮した困難事例20事例についての詳細なヒアリング調査からは、通告前から他機関が事例に関わりをもっていた場合は、そのまま他機関が児童相談所とともにネットワークの中核となった例がほとんどであることがわかった。しかし、一時保護をした段階で、児童相談所が中核となる事例が増える傾向があった。

一方、通告後に児童相談所が中心となってネットワーク形成を行っている場合には、それぞれの機関へ担当者が電話及び訪問により単独で連絡をとり、協力を要請している実態が明らかになった。地域において即座に機能できるネットワークはまだ形成されておらず、担当者の地道な努力と労力によって、ネットワーク形成が行われていた。

連携機関が一堂に会しての事例検討会議が行われた事例は事例調査の約半数であり、事例に対する共通理解を図ったり、それぞれの役割分担を明確にするというような会議のもち方が浸透しているとはいえない。あくまでも、児童相談所の担当者の援助依頼に応じて、その都度対応している段階であり、連絡調整や情報収集レベルでの協力の域を出ない連携体制ともいえるであろう。

このネットワーク形成過程で、「虐待」に対する認識の相違が明らかになっている。認識の相違は、問題の捉え方やその後の対応の仕方にも大きく影響を及ぼす。期待した役割が遂行されず、むしろ虐待への理解や、児童相談所の機能や援助の進め方への理解を促すための労力が必要となった事例もある。機関連携を図ったことにより、逆に時間的な負担やプレッシャーなどの心理的負担を担当者が感じる事例もみられ、必ずしも機関連携を図ることが問題解決への近道とはいえない側面が示唆された。

### (3) 主たる連携機関

具体的な連携機関についてみると、一時保護前から一時保護解除後まで一貫して高い割合で挙げられたのは、学校及び福祉事務所であった。所票調査においても、学校及び福祉事務所は、啓発活動、相談・通告、調査、一時保護、指導、施設入所措置すべての面で連携をとることの多い機関として上位に挙げられた。

#### ①学校

学校は保育所、幼稚園と並ぶ児童の所属機関であり、児童が家庭から離れて、安全に過ごすことが保障されている場所である。児童が日々通うことから、家庭の状態を観察することもできる。また、虐待の発見の場でもあることから、虐待の判断基準や発見後の対応の仕方について、日頃から連携が必要とされる。さらに、一時保護解除後の家庭復帰に向けても、受け入れ体制に関して連携が必要となる場合が多い。

児童虐待防止法第5条において、児童の福祉に職務上関係のある者として早期発見への努力義務が規定され、養護教諭やスクールカウンセラーを中心に積極的に虐待への関わりをもち始めている。児童の安全を見守る役割を担うことになるため、被虐待児童が発見された場合には、担当職員への児童相談所のサポートが求められることになる。

#### ②福祉事務所

福祉事務所は要保護児童のもう一つの通告窓口であり、通告を受けた段階で、児童相談所での対応が必要と思われるものについては送致される。個票調査においても、福祉事務所からの通告は2割を占めていた。また、虐待が行われている家庭は、経済的問題や就労問題、夫婦関係、健康問題等同時に多くの問題を抱えている場合が多く、地域住民のあらゆる相談・援助の窓口である福祉事務所では、これらの問題に関わる過程で、虐待を発見することもある。

児童相談所は住居地から距離が遠い場合もあり、福祉事務所が継続的な支援機関として、また緊急時に対応できる機関として、児童相談所職員の家庭訪問の際に同行することが多い。その役割は、一時保護前から一時保護解除後まで一貫してある。学校等の児童の所属機関が児童への対応を中心とするのに対し、福祉事務所は親または家庭への対応を行うことが多い。また、機関連携における役割として、家族構成、家族関係、児童の所属集団などの基本的事項についての調査を担うことが多い。

#### ③民生児童委員、市町村保健婦

虐待の事実が未確認の場合や、親が児童相談所の援助を拒否、またはその可能性の高い場合には、保護者への直接的な援助や調整役を担う役割を持つものとして、民生児童委員、近隣の知人、市町村保健婦、母子相談員などがあげられた。こ

れは児童相談所が直接介入する前に築かれている信頼関係を利用して、間接的に援助をするものである。あくまでも保護者の側に立ち、家庭内の問題や保護者の心理的葛藤を吐露させる役割とその問題に適用できる社会資源への紹介を通じて、援助を行う形態である。

#### ④警察

初期において顕著な連携機関としては警察が挙げられる。警察とは身柄付通告事例で児童相談所とは従前より関わりがある。しかし、深刻化する虐待事例においては、保護者が暴力的で児童や担当者への危害が懸念される場合や立入調査への同行など、警察の協力への法的整備を希望する声が大きかった。

今般、児童虐待防止法第10条において、警察官の援助について規定され、協力体制は整いつつある。警察の関与は安全の確保とともに、虐待の深刻さを保護者に認識させたり、家庭に関わる根拠が明確になる効果的な手だてとなることもある反面、傷害事件としての立件化という場面においては、児童相談所とは異なる立場をとる機関であり、必ずしも児童相談所が希望するような協力が得られない場合もある。今後とも、相互理解による連携体制づくりが必要である。

#### ⑤医療機関

医療機関は身体的虐待が発見されやすい場であり、ヒアリング調査においても連携機関として多く挙げられた。また、虐待の発見後、親への治療・カウンセリングを行うなどの関与や委託一時保護を受ける機関となる場合もあり、多面的な連携が必要となる機関である。

事例を通じて、虐待対応に関する独自のマニュアルを有する経験豊富な医療機関が対象児童の処遇に強い意見を提示してきた事例がある反面、虐待への理解がなく、通告せずに退院させ再発した事例や児童相談所任せで協力体制が築けない事例もみられた。また、医師に対する協力要請は、担当者レベルでは相手にされず、児童相談所側の医師が仲介して初めて可能になったという事例や医療機関のソーシャルワーカーの意見が医師には受け入れられないなど、職域レベルの問題も生じやすいことが明らかになった。しかし、医師は児童相談所とは異なる立場で保護者の信頼を得ている場合もあり、虐待の宣告など医師が行うことが効果的な事例もみられた。

#### ⑥児童養護施設

所票調査では、一時保護解除後の処遇が施設措置であったものが6割を占めており、一時保護中から一時保護解除後にかけて連携先として大きな割合を占めている。しかし、施設入所への同意の有無と機関連携との関連はみられなかった。児童相談所は、児童を施設に措置した後も、施設からの報告や訪問による児童との面接など、施設と協働して、児童の自立を図りつつ、家庭復帰へのタイミングも計らなければならない。保護者の引き取り要求に対しても、児童養護施設との連携が一層必要になる。

なお、ここでは取り上げなかったが、民間の虐待防止団体や弁護士等も様々な取り組みを開始しており、今後、連携機関として視野に入れていく必要がある。

#### (4) 機関連携の課題

調査を通じて、機関連携の難しさが浮き彫りになった。一つは、ネットワーク形成のために必要となる担当職員の労力である。特に、各機関ごとに児童虐待についての認識に相違があるため、同じスタートラインに立つまでに、意見の集約や共通理解を得るための時間や労力が必要となり、時には理解を得られないため精神的な負担感をもつ場合もある。

もう一つは、必ずしも機関連携を図った事例が成功例とはいきれない側面である。つまり、ネットワーク形成のために必要とされる担当職員の労力がその成果として報われないケースもあり、児童相談所が単独で動いたほうが楽だというような意見まで挙げられた。

しかし、前述したとおり、増加する児童虐待の通告件数に児童相談所のみが対応していくことは不可能であり、児童相談所がケースマネジメントする立場をとりながら、関係機関を支援し、対応していくという方法が今後は必要になるものと考えられる。

また、一時保護された虐待事例のうち3割が家庭引き取り後も虐待が繰り返された事例であることを鑑みれば、一時保護解除後の機関連携による見守り体制の強化はさらに必要となるはずであるが、調査結果からは特に家庭引き取り後の機関連携はみられなかった。むしろ、児童相談所が何から何まで担う必要はなく、一時保護解除後、また

は家庭復帰後は福祉事務所や学校等を中心とした地域におけるフォローアップ体制を支えるネットワークの構築が求められる。この点では、今後、児童虐待防止市町村ネットワーク事業等の拡充が不可欠となるものと考えられる。

(尾木まり)

#### <参考文献>

- 1) 柏女霊峰他「児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究（Ⅰ）～専門職員及び関係機関の関わり分析～」『平成10年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第5／6）』 1999
- 2) 柏女霊峰他「児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究（Ⅱ）」『平成11年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第5／6）』 2000
- 3) 平成12年11月20日付児発第875号厚生省児童家庭局長通知『「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について』 2000
- 4) 厚生省児童家庭局「子ども虐待対応の手引き [平成12年11月改定版]」 2000
- 5) 柏女霊峰「児童虐待防止への制度的取り組みと相談援助の課題（上）、（下）」『生活と福祉』 2000年7、8月号 全国社会福祉協議会 2000
- 6) 才村純「子ども虐待とソーシャルワーク」『世界の児童と母性』VOL. 47 資生堂社会福祉事業財団 1999

### 3. 体制上の課題と克服に向けて

はじめに

本研究は、質問紙とあわせヒアリング調査を行い、事例を担当した児童福祉司をはじめとして、関わりをもった児童相談所職員の具体的な負担感や制度上の課題に関する情報を得ることを目的の一つとして実施された。ただ、調査人員の制約上から20事例という限られたサンプルである側面は否めない。しかし、その20事例に共通する課題や象徴的な状況を把握することで他の事例にもつながるような現実と諸環境を浮き彫りにし、将来に向けての検討材料を得るという目的に関しては一定の成果を得られたといえよう。

ここでは、本研究のヒアリングで得られた担当

者の声から明らかになったわが国の被虐待児童処遇における体制上の課題の一般化を、全国の児童福祉司を対象にした高橋らの調査<sup>1)</sup>のデータ（以下「全国調査」という。）で側面的に検証しながら考察をすすめていく。

#### (1) 所内体制

所内体制については、人員数とチーム体制、即応体制に関する課題がヒアリングで挙げられている。例えば「複数体制で対応したが、やむを得ずひとりで訪問することもあり、父の対応に恐ろしさを感じた。」、「ケースにかかりきりとならざるを得なかったため、他の担当事例の援助に多大な影響が出た。」、「児童相談所も多忙を極めていることから十分なケアができない。」、「休日、夜間でも緊急の場合は勤務せざるを得ず、しかも小規模児相では交代もできない。」、「関係者会議の開催にあたっては、他の所員も電話連絡等を行ってくれた。全部児相がセットしなければならず、一人ではとても対応できなかった。」と、児童福祉司一人では極めて困難であり、複数であたっても現状では多大な負担感が生じる環境にある。

全国調査でも、常時担当数として適当だと考えられるケース数が60ケース未満とする回答が半数を超えているのに対し、現実の担当ケースが100を超える場合も少なくない（表1～2）。児童福祉司の配置人数についても業務遂行に大変問題があると回答する割合が半数を超え、問題ないとするのはわずか4.6%で、問題とする理由として「一つひとつの事例に丁寧な対応ができない」、「即応体制がとれない」と実際の処遇に影響が出ていることが明確になっている（表3～4）。また初期の所内チーム体制についても全国調査では、1人で担当が18.6%あり、2人以上での担当は72.3%あるものの、「原則として」と書き加えるものが多くみられた。

このように、本研究のヒアリングで得られた情報は全国的に同じ傾向であるといえよう。このような状況のなかで従来とほとんどかわらない人員に対し、社会の意識の高まりとともに相談件数は急上昇している。近い将来に立ちゆかなくなるのは火をみるより明らかである。現実的な対応は、①児童相談所の人員を大幅に増やす、または、②児童相談所の機能・役割を再検討し、相談種別の

限定と部分的な他機関への移譲を含めたドラステックな改革をする、が考えられる。いずれかの措置をとらなければ、職員のバーンアウトや処遇のレベル低下の進行を加速することになる。

全国調査でも、職員の増員なしに期待されても困る、初期の調査・対応の専門チームが必要、対応の向上には増員が必要、現在の勤務態勢では即応できない(表5、表8、表9、表11)という回答の割合が高い。

## (2) 相談所の権限

今回のヒアリングをとおして感じられた職員の苦悩の一つは、現行法の中で与えられた権限が形式的なもので実質的、実効的な権限が少ないという点であった。「父親の否認によって介入が困難」、「保護者が指導を受ける義務が事実上任意である」、「一体いつまで待てば子どもを返してくれるのかと繰り返し言われ心理的負担を感じた」といった声にあらわれているように、法的な権限が法文上規定されていても罰則をはじめとする強制力の発動が盛り込まれていないため、実質的な権限の行使が行われないという現実が長く続いてきた。

全国調査でも、立入調査を躊躇する理由として、保護者が応じるかわからず効力に疑問、対応の向上については、詳細な立法化、法的権限の強化を挙げる割合が高くなっていた(表6、表9)。

しかし、立入調査や一時保護、児童福祉司指導等の措置、児童福祉法第28条による措置、親権喪失宣告請求といった法的権限の実効的な行使については、まず運用や対応の工夫である程度の改善を図ることができるという議論もあり、適切な法規の適用がされてきたかどうかの評価が一方では必要である。

それでも、ヒアリングからは、どんなに意を尽くしても指導を受けるための来所や訪問に応じないことに対する徒労感が挙げられており、単に担当者の努力不足に原因を帰すことができない性格を本質的な課題点として抱えている制度であるといえるのではないだろうか。司法との連携を虐待対応システムの中核に組み込み、権限の実質的な保障を担保しなければ、有効な道具なしに虐待事例に文字通り素手で立ち向かうことを余儀なくされる状況は改善できない。

## (3) 虐待対応システムへの司法機関のさらなる組み込み

ヒアリングでは、「保護者の心理的ケアは、ワーカビリティの高い一部の保護者を除き、海外の先進的なシステムのように家庭裁判所によるケア受講命令という法的措置がなければ実効的でない。」という意見が複数あった。児童虐待防止法では、付帯決議の一つとして「該当児童、保護者等に対するカウンセリング及び個別フォロー体制の充実を図ること。」が挙げられている。

しかし、この実現化は出発点において見解の隔たりがあり、援助に拒否的な保護者を対象にする「虐待」という相談事例において宿命的な障壁が存在していることが明白である。一方、児童だけでなく、保護者へのケアを実施しなければ虐待問題の根本的な解決にならないこともまた明らかである。避けて通れない壁であると同時に、児童の安全と健康な発達に重要な要素となる保護者へのケア、一定の法的な強制力が発揮できるようなシステムを構築しない限り、絵に描いた餅に終わってしまうだろう。

また、親権喪失宣告に関するこれまでの請求件数の少なさには、立入調査を躊躇する理由にもあらわれている。保護者との関係性を重視し対立関係となることを避ける対応の重視(表6)や、請求が承認されても後見人選任が困難であることが予想されたり、請求に関わる書類や証拠の準備、審判確定までの時間的問題、といった児童相談所として躊躇する要因と法適用の妥当性を満たす事実認定の困難さや請求数が少ないために、審判の経験・判例も少ないといった家庭裁判所側の要因が挙げられよう。

それに加えて、審判そのものの保護者への実効性に関する疑義や「親子の縁を切る」という感情レベルでの抵抗感が、児童相談所・家庭裁判所双方にあると思われる。<sup>2)</sup><sup>3)</sup> 戸籍上や生物学的な親子関係が盲目的に重要視される日本的な価値観が児童の最善の利益を阻害しているとすれば、単に専門機関の問題ではなく社会全体の価値観の帰結であるといえる。このような文化的土壌がある日本であるからこそ、裁判所の評価機能を組み込んだ親権の一時停止に関する法規を創設し、家族の再統合をはかるシステムのプロセスとして活用すべきではないだろうか。

現行法よりも多岐にわたって家庭裁判所を活用

するシステムを構築することは、児童相談所の適正な措置の実施と措置を受ける側の不服申立てを保障し、社会全体の人権を保護する側面でも重要である。現行法では、立入調査も一時保護も児童相談所の判断で行うことができるが、公的な権力の行使に対する第三者の評価という視点では問題があるともいえる。刑法における警察、検察、裁判所の関係に鑑みれば、虐待対応の現行システムは「児童相談所の判断が誤ることはない」という前提に立っているようにもみえる。

評価・実施の権限の分立を確保することは、民主主義にのっとった安定的な対応システムを構築するには必要である。権限を強化する議論と同時に、権限をモニタリングする機能もシステムに組み込む議論が求められる。

#### (4) 今後の検討に向けて

##### ー児童相談所の体制整備と児童の権利擁護に関する社会理念の形成ー

本稿で検討した課題は現在の児童相談所をとりまく諸課題のなかの一部分であり、包括的な体制の再検討が急務であることは、他節でも述べられているとおりである。児童を対象とした人権擁護システムが一番の難しさは、「児童」という存在が社会で発言力が弱く、大人（特に保護者）の影響力下であり、保護者以外の大人やサービス機関に対して直接訴えることが極めて難しい閉じられた空間で虐待・ネグレクトが起こるといった現実のなかで、人権侵害されている児童を発見し、対応していかなければならない点にある。

しかし、そのような存在であるからこそ他の福祉サービスにも増して即応的で専門性の高いシステムを整備しなければ、心の傷にとどまらず死に至る児童を少なくすることはできないのである。

また、被虐待児の処遇は一時保護をして身柄の安全を確保すれば終わりではなく、そこからが出发点である。初期対応を整備・充実させても、その後の措置先の施設・里親の確保、実際の児童への心身のケアの内容、保護者へのケア、家庭復帰への再統合のシステムといった一連の処遇プログラムが有機的に機能しない限り問題は解決されない。しかし、課題点の改善を一度に期待するのは現実的ではない。包括的な視点を見失わずに、部分的でも一つひとつ改善を図っていくことで児童家庭相談体制の改善・充実を達成すべきである

う。

児童虐待防止法は、施行3年後を目処に再検討することが附則に盛り込まれている。所内体制、法的権限、司法との連携は、いずれも省庁を横断しての検討が必要であり、財政的裏打ちが議論になってくる課題である。

一方、虐待・ネグレクトへの社会的対応における理念と取り組みは、行政レベルの取り組みだけでなく、児童の人権に関し、社会がいかなる認識を共有しているか、共有していけるかがポイントとなる。

通告・調査のコンセンサスに関しても市民が児童の人権を守るために、大人がわずかな不利益をこうむることを承認できるかどうか分かれ道となる。つまり、日常生活を送るなかで、ごくまれに誤った通告で専門機関の調査を受けたとしても「本当に虐待・ネグレクトされている児童を救うためにはわずかな誤報は仕方がない」と思えるか否かである。また、「児童は親と離してはならない」というイデオロギーを捨て、児童と親の双方にとって家庭環境が改善するまで一時的に別々に暮らすことは児童の健康な社会化に必要であると思えるか否かである。

虐待・ネグレクトへの対応を検討することは、同時にその社会の理念が問われることでもある。家族の私的領域に公的領域が侵食することはデメリットが多いとみなし、極力社会的介入を行わない社会と、児童の人権を最優先事項とし、その保障のためには家族への積極的な介入を行い児童を保護していく社会の二通りが考えられよう。

虐待・ネグレクトは、児童に対して強い心身のプレッシャーを与え、トラウマをつくる。トラウマはその後の児童の人生の様々な場面で「生きにくさ」を生じさせ、自己実現や自立を阻む素因となる。しかし、一方、芸術分野をはじめとし、ビジネス分野などで異才をもつアーティストや経営者の幼少期をみると、今日概念では虐待・ネグレクトにあてはまる体験をしている人が少なくない。そのようなある素質と他の条件に恵まれた一部の児童は、その体験をバネに、または昇華する形で才能を伸ばしたり能力を発揮したりすることもあるのも事実である。

しかし、ストレスや不幸な体験は人生に付き物でもしるバネになるとして児童の権利擁護に力を注がない社会は、不幸な出来事生きる力に変換

する一部の児童の才能の源となろうが、その陰で自己実現力を奪われ、大人になっても児童期を過去のものにできない人々を作り続けていく社会でもある。逆に、児童期の人権を抑圧されることで後の成功の基を作る人が少なく、生命の危機に脅かされたり心を凍てつかせることなく多くの児童たちが育っていく社会、どちらのモデルが真の活力があり同時に安定した社会を形成していく礎となるだろうか。どのような形であれ虐待は「魂の殺人」（アリス・ミラー）であり、ミラー<sup>4)</sup>によれば、「しつけ」や「教育」の名の下での抑圧が児童の心に傷を与え、自分の人生だけでなく、他の人の人生、社会全体をも脅かす結果となることを独裁者や凶悪犯罪者の生育環境の分析から明らかにしている。つまり、児童が暮らしにくい社会とは大人にとっても暮らしにくい社会となるのである。

虐待・ネグレクト問題への取り組みとは現代を映す鏡であると同時に、すぐれて次代の社会の姿を占う試金石でもあるのではないだろうか。国と自治体の責任ある取り組みが今求められているのである。 (中谷 茂一)

<註>

1) 高橋重宏、才村純、谷口和加子、山本真実、中谷茂一、荒川裕子、阿部優美子、庄司順一、前橋信和、森望「子ども虐待に対応する児童福祉司の意識に関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第36集 pp.7-28 2000

<調査概要> 全国の児童福祉司1,312人を対象とし、あくまでも職員の一員としての回答を得るため、所長は対象外。調査期間は、1999年10月5日から11月17日。質問紙による自計式で、相談所への一括送付。配布後回答した調査票は個別に返送。

調査票配布数は1,312票、回収数が703票、回収率53.6%で有効票は703票。回答者性別は、男性が430(61.2%)、女性が269(38.3%)、無回答が4(0.6%)。回答者年齢は、20歳台88(12.5%)、30歳台159(22.6%)、40歳台が266(37.8%)、50歳台183(26.0%)、60歳台2(0.3%)。

2) 厚生省児童家庭局『児童相談事例集(第13集)』日本児童福祉協会 1981

3) 田村五郎『親子の裁判ここ30年』中央大学出版部 1996

4) アリス・ミラー、山下公子訳『魂の殺人—親は子どもに何をしたか—』新曜社 1983